

Monthly Note

vol.79

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- **第139回理事会報告** ————— 1
2013年7月22日(月)に理事会を開催しました。
- **全労済協会
2012年度の事業報告(抜粋)** ————— 2~3
第139回理事会で確認され、第40回評議員会に報告がされました、2012年度の事業報告です。
- **公募委託調査研究
(2011年度採用)** ————— 4~5
(絆の広がる社会づくり)
「協同社会運動の主体形成を促す史的視野の研究
：新たな協同社会運動史教育を目指して」
篠田 徹氏(早稲田大学社会科学総合学院教授)の報告概要です。
- **創立30周年
一般財団法人移行記念式典[対談①]** - 5~10
2013年4月19日(金)京王プラザホテルにて開催されました、記念式典での「被災者生活再建支援法」に関する対談の報告概要です。
- **認可特定保険業(新制度)のご案内⑤** — 11
自治体提携慶弔共済保険(やすらぎ・全福ネット)
- **全労済協会からのお知らせ** ————— 11
当面のスケジュール
- **2013年秋期「退職準備教育研修会」
【大阪開催】のお知らせ** ————— 12
2013年10月3日(木)~4日(金)エル・おおさか(大阪府立労働センター)にて秋期退職準備教育研修会(コーディネーター養成講座)を開催します。
- **2013年度公募委託調査研究を
募集しています** ————— 12
勤労者の福祉・生活に関するテーマの調査・研究を募集しております。
- **シンポジウム開催の予告** ————— 12
シンポジウム開催予告のご案内です。

第139回理事会報告

第139回理事会について、下記のとおり開催いたしました。
なお、協議を行ったすべての議案について承認されました。

- 日時 2013年7月22日(月)
 - 場所 ホテルサンルートプラザ新宿
 - 議事審議
- 【協議事項】
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 2012年度事業報告および決算報告承認の件 第2号議案 2013年度第1期事業報告および決算報告承認の件 第3号議案 公益目的財産額の確定に関する件 第4号議案 2013年度事業計画承認の件 第5号議案 2013年度収支(損益)予算(案)に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> 第6号議案 諸規程類の承認の件 第7号議案 各委員会の設置に関する件 第8号議案 役員報酬総額に関する件 第9号議案 2013年度機関会議等の日程(案)に関する件 第10号議案 定時評議員会および臨時評議員会の日時ならびに議題等の決定の件 第11号議案 役員等の選出(交代)に関する件 <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第12号議案 常勤理事の業務報告 第13号議案 その他 |
|--|--|

全労済協会 2012年度の事業報告（抜粋）

2012年度の事業報告について、第139回理事会で確認され、第40回評議員会に報告がされました。

I. 公益法人制度改革関連の取り組み

1. 新法人への移行作業

- (1)「最初の評議員選定委員会」において選定された新法人における評議員について理事会・評議員会に報告し、新法人における理事・監事についても機関確認を行いました。なお、新法人の最初の評議員・理事・監事については「定款の変更の案」に記載され、諸規程類とあわせて機関確認がされました。
- (2)シンクタンク事業を継続事業とする「公益目的支出計画」を作成し、内閣府に申請を行い、2013年5月24日付で一般財団法人への移行認可を取得しました。
- (3)あわせて、従来の相互扶助事業について、厚生労働省に対し特定保険業の認可申請を行い、2013

年3月19日付で認可を取得しました。

2. 「新しい全労済協会」づくりに向けて

- (1)「公益目的支出計画」を意識しながら2012年度のシンクタンク事業の充実を図るとともに、寄附講座においては一般聴講枠を設定するなど、事業における公益性の強化に努めました。
- (2)相互扶助事業においては、認可取得に向けての対応を進めるとともに、特定保険業実施に向けて機構変更を行いました。

3. 行政対応のための体制づくり

新法人移行に向けて、行政への事前相談や全労済グループ内外との調整を行いました。

II. シンクタンク事業

1. 調査研究活動の強化・拡大

- (1)勤労者福祉研究会として、生活保障研究会および「いきいきまちづくり研究会」を開催しその成果については、シンクタンクサイトにて紹介を行ないました。
- (2)課題別調査研究として協同組合研究会やその報告会を開催するとともに、新たな課題研究として、シニア層の社会参加研究会の設置準備を進めました。
- (3)労働者共済運動研究会を3回開催するとともに、今後の研究会の進め方等について運営企画委員会を開催し、今年度以降の進め方を協議・確認しました。
- (4)公募委託調査研究は、「絆の広がる社会づくり」をテーマに、8件の採用を決定し、研究に取り組んでいただいています。
また、過年度の公募研究結果についての報告会を10回開催し、報告誌を6冊発行しました。
- (5)客員研究員2名の委嘱研究について、研究成果のとりまとめを行い報告書を作成しました。1名については2013年度においても契約更新し、もう1名については研究の業務委託を行うこととなりました。
- (6)勤労者意識調査として、共済・保険に関するアンケート調査を実施し、シンクタンクサイトへ結果を掲載、報告書を刊行しました。

2. 啓発普及活動・教育研究活動の強化・拡大

- (1)シンポジウム『絆社会実現への展望』を2012年10月に東京で開催（参加者463名）、講演会『復興への基軸』を2013年5月に宮城県仙台市で開催（参加者395名）しました。また、2012年4月開催の岩手県での講演会の報告書を刊行しました。
- (2)勤労者への教育研修活動として、退職準備教育研修会を東京と大阪で各1回ずつ開催し、合計で74名の方が参加をいただきました。
- (3)早稲田大学商学部において寄附講座、2012年「グローバルな時代の生活保障論」：全15回（334名登録）、2013年「少子高齢社会における生活保障論」：全15回（257名登録）を、開講しました。なお、2013年開講より一般聴講枠を設定しました。
- (4)シンクタンク事業に特化したサイトをオープンし、各種活動報告や研究報告などについて、広く情報提供を行いました。

3. 調査研究体制の強化と広報活動の推進

- (1)内部研究員の育成・強化として、生活保障研究会の現地視察等に参加しました。
- (2)諸外国勤労者福祉・共済活動に関する情報収集・調査および関係団体との連携として、中華全国总工会との意見交換、日本ILO協議会主催による「ミャンマー社会労働事情調査」へ参加しディセントワークの実態調査を行いました。

Ⅲ. 相互扶助事業

1. 認可特定保険業実施に伴う事務・システムの対応

特定保険業の開始に向けて、事業方法書等の策定とともに、システムの改修・開発や事務帳票の全面改定および必要帳票の新規作成を行いました。

また、制度の移行に向けて、制度内容、各種事務手続き等について「全労済協会だより」へ掲載するとともに、契約団体および全労済に対して説明会を開催し周知をはかりました。

2. 相互扶助事業報告

相互扶助事業3共済の加入状況、収入掛金状況は別表のとおりです。

また、共済金支払いの状況では、全制度合計で前年比4,039件(3.77%)の減少で103,090件、金額は1億7,081万円(12.37%)の減少で12億951万円をお支払いしました。

〈目標達成状況〉

(収入掛金・掛金純増額 / 単位:円)

		2012年度実績	2012年度目標	目標達成率
団 体 建 物 火 災	件数	3,784	3,826	98.90%
	純増数	-42	0	-
	増加率	-1.10%	0.00%	-
	収入掛金	153,197,929	143,661,000	106.64%
	掛金純増額(前年度比)	9,536,787	-	-
	増加率	6.64%	-	-
団 体 自 動 車	件数	3,342	3,370	99.17%
	純増数	-28	0	-
	増加率	-0.83%	0.00%	-
	収入掛金	109,466,000	112,087,500	97.66%
	掛金純増額(前年度比)	-2,621,500	-	-
	増加率	-2.34%	-	-
慶 弔 共 済	件数	611,874	598,253	102.28%
	純増数	19,544	5,923	329.97%
	増加率	3.30%	1.00%	-
	収入掛金	1,554,334,023	1,552,094,000	100.14%
	掛金純増額(前年度比)	17,068,856	15,367,000	111.07%
	増加率	1.11%	1.00%	-
全 制 度 合 計	件数	619,000	605,449	102.24%
	純増数	19,474	5,923	-
	増加率	3.25%	0.99%	-
	収入掛金	1,816,997,952	1,807,842,500	100.51%
	掛金純増額(前年度比)	24,522,143	15,367,000	159.58%
	増加率	1.37%	0.86%	-

Ⅳ. 法人運営

1. 事業の発展に向けた事務局機構の構築

2012年11月で創立30周年を迎えました。

新法人移行に向けての対応と並行して、支払い管理体制強化に向けての機構変更、役員改選、より広範囲への広報を行うべくマスメディアの活用による配信、2012年版ファクトブックを発行、『全労済協会だより』を定期発行しました。

また、インターネットバンキング活用による業務の効率化と体制の整備を行いました。

2. 自然災害被災者支援促進連絡会の対応等

会員団体ヒアリングや、自然災害議連や内閣府(防災担当)との連携強化に努めました。

また、連絡会において『被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会』中間整理』についての勉強会を開催するとともに、被災者生活再建支援法の効果に関する研究について関西学院大学災害復興制度研究所に研究委託を行いました。(新年度より継続事業として実施。)

公募委託調査研究（2011年度採用）

<絆の広がる社会づくり>

「協同社会運動の主体形成を促す史的視野の研究 ：新たな協同社会運動史教育を目指して」

早稲田大学 社会科学総合学術院教授 篠田 徹

当協会に対して上記研究の報告がありましたので、その概要を掲載します。なお、今回ご紹介した報告は研究報告書として後日発行する予定です。

1. 研究の概要

本研究は、「絆の広がる社会づくり」を担う働く人々とその家族や近隣に、彼ら彼女らが自分達の未来構想を自ら実現する歴史的主体であることを想起させ、この運動への積極的関与を喚起出来る協同社会のための新たな運動史教育のあり方を、日本の既存運動史研究教育実践の批判的総括とこの領域で先進的な北米協同社会運動史の研究教育実践の批判的導入を通じて考察した。さらにこのような新視角から日本と世界の既存の社会労働運動史事例を再吟味し、新たな協同社会運動史教育の教材編纂の準備とそうした事業を推進する地域組織の必要性を訴える。

社会運動に関する考え方は時代と場所で異なり、また各国の運動経験が相互関連してきた。「絆の広がる社会づくり」を協同社会運動と仮称するならば、近現代世界の社会運動は全てそこに含まれる。本研究は現代日本の労組、生協、農協等の諸運動の棲み分けを前提とした研究教育手法ではなく、この総体的視野こそ「大転換期の日本社会の展望」に不可欠と考える。この観点から本研究では労働史を初めとする草の根協同社会運動史研究の伝統が現実の運動の活性化を促す民主主義のダイナミズムを北米の経験に学び、日本へのその批判的導入の方途を探ることで、世界の中の日本協同社会運動通史を構想しその学習枠組を吟味し、事例を含む教材編纂の準備のための検討を行った。

2. 研究の達成点

本研究は、まず既存の日本と世界の社会労働運動史事例を再吟味し、新たな協同社会運動史教育を準備する実践的な試みを行った。また本研究は、新たな協同社会運動史研究教育の提案と、それに基づく教材的読み物の構成を吟味し、その社会的共有を通じて、その公共還元性を目指した。更にこうした実践的かつ社会的な研究教育を集团的に行うために、本研究はこれらの実施母体として地

域における関連団体により構成される協議組織の設置を提起した。以下はこれら研究成果の要約である。

(1) 太平洋協同社会運動史

まず、欧州における統合的的市民社会形成を促進する協同社会運動史の発展、並びに南北アメリカに於ける統合的的市民社会形成を促進するアメリカ大陸協同社会運動史の研究状況や各地でのこれまでの運動に鑑み、アジア太平洋地域における統合的的市民社会形成を促進してきた太平洋協同社会運動史という文脈設定を行い、この見取り図と事例研究としての論文を執筆し、こうした観点からの日米労働運動の相違と太平洋運動史の典型として論述した。

(2) 労働文化史

既存運動史の再編統合とそれを可能にする新たな運動文脈設定に関しては、従来政治経済的視点からの叙述が中心だった協同社会運動史に、社会文化的視点の接合の必要性から労働文化の形成発展史の叙述や経済成長と平和で民主的な戦後日本形成に対する戦後労働運動の文化的貢献についての論文も執筆した。

(3) 地方運動史

既存運動史の再編統合とそれを可能にする第三の運動文脈については、全国各地の労働運動、農民運動、農地改革史を含む各種社会運動史を比較総覧しながら考察を重ねてきた。特に非工業地帯の協同社会運動史においては、労農、両運動史の再編統合は不可避であり、これらをアジア太平洋地域ないし非西洋（東南欧、中南米を含む）地域に広がる協同社会運動史における一典型として、新たな文脈設定の考察を行った。

さらに運動史の再編統合とそのための新たな文脈設定においては市民が協同社会づくりの主

体として、そうした記憶の戦略的組織化の担い手となるべく、運動実践として市民参加の運動史講座すなわち公共講座を普及させることも試みた。

(4) 教材作成準備と運動史良書の復刻

教材化については、近現代の世界史、日本史、地域史を多様な協同社会運動の集積と捉え、そこから様々な人物や事例を採り上げ、それらを社会の絆を求めて止まない多様な人々の生き方、暮らし方をオムニバス（選集）として物語る協同社会史書籍の編纂に向けての準備とこうした運動史の教材を各地の協同社会組織や市民集団が主体的に編纂する際の事例選びのヒントについて、復刻も念頭に既存運動史良書の出版状況を例示した。

(5) 今後の「運動史運動」への活動提言：協同社会教育協議会の設立

協同セクター（労組、労金、労済、労福協、農協、生協、商工会・会議所、中小企業協同組合、信金・信組、社協、関連 NPO 等）が「協同社会教育協議会（仮称）」を都道府県、市町村で結成し、地域の学校・大学、専門学校や社会教育機関、また地域の図書館、歴史関連団体等が広く連携しながら、労働、産業、農業、環境、社会、人権、国際といった身近な暮らしから地球社会の問題までを分野として広く包摂し、協同社会教育の講座開設、講師派遣、授業提供、教材開発等を通じて、地域で「絆の広がる社会づくり」に貢献できる運動拠点づくりを提案をしている。

創立 30 周年 一般財団法人移行記念式典【対談①】 対談：被災者生活再建支援法について

2013 年 4 月 19 日（金）京王プラザホテルにて開催された、当協会の創立 30 周年 一般財団法人移行記念式典において行われた「被災者生活再建支援法」に関する対談について、2 回に分けてご報告いたします。



松岡正美：皆さま、お待たせいたしました。ここからは、東日本大震災や、これまでの我が国の自然災害における被災者生活再建支援制度による被災者支援の状況と方向性について考えてまいりたいと存じます。災害対策基本法の改正や地震保険制度との関係も含め、今後の国民的保障のあり方を主題に、それぞれの分野で専門とされるお二人の先生に、対談の形で解説をお願いしたいと思います。

はじめに、対談にご参加いただきますお二方をご紹介させていただきます。神戸大学名誉教授室崎益輝先生、株式会社生活設計塾クルー取締役 清水香先生です。コーディネーターは、私、松岡が進行させていただきます。

では、あらためまして室崎先生、清水先生、よろしくお願いいたします。まずは、先ほど半年後、1 年後の映像をごらんいただき、その感想をお聞かせいただけますでしょうか。室崎先生からお願いいたします。

室崎益輝：大きく 3 つに分けて、お話をしたいと思います。一番目、やはり自然の大きさというか、あの破壊力の強さですね。もうとても大きな自然に対して、ちっぽけな人間がどう向き合ったらいいのかということ強く教えられたということですね。

第二点目は、それに対して人間の愚かさとかくましさみたいなこと。愚かさの表現はあまり十分出てこなかったのですが、でも堤防をつくって大丈夫だと思い込んでいたり、あるいは津波が来るとわかっていても逃げなかったりした。そのことがやはり大きな被害につながっている。これも人間のすることだから仕方がないかもしれませんが、人間のやや至らないところというのがあります。でも、その中で最後はやっぱりたくましく生きていくという、それがとても印象深かったです。家族を失っていながらも、未来を見ておられる方がたくさんいるということ、人間のそういう素晴らしさみたいなのも見えました。

三点目は、災害というのは、いかに残酷で悲惨だということです。このことをもっと強く訴えていかないと、二度とこんなことを繰り返してはいけない

のだという強いメッセージにつながってこないと思います。映像では非常につらいところ、悲しいところというのがでていますが、それをどう受け止めるかです。可哀そうだと同情するだけでなく、減災に努めようという気持ちにつなげないといけない。

松岡正美：清水先生は映像をごらんになっていかがでしたか。

清水 香：私は、3月11日、当時は会社におりましたが、あのような大きな揺れはこれまで経験したことがありませんでした。その日は、約40キロ離れた自宅まで徒歩で帰ったのですが、その後テレビで何が起こっていたかをそこでやっと知ったときの衝撃がよみがえってまいりました。

私は、一般の方にお金まわり、暮らしまわりのアドバイスをする仕事をしておりますが、アドバイスの際必ず申し上げているのが、災害の怖さとは、家がなくなるだけではなく、家族がなくなる、コミュニティがなくなる、そして仕事がなくなるというように、全てのものが一瞬に奪われるという、超絶的な怖さなのだということです。本当にそれを感じさせる、当時の衝撃がよみがえってくるような映像でした。

松岡正美：今、震災から2年が経過したのですが、現在の被災地、現状についてはどのようにお考えでしょうか。

室崎益輝：一言で言うと、どうしてこんなに復興に時間がかかるのだろうかということです。被災者にとってみると一日一日がとてつらいのです。例えば家族でゆっくり話し合おうとしても、その話し合うべき家がないということです。そういう意味で言うところと遅れているということもあるし、それに加えて先がまだ見えないということです。いつどうなるかわくわからないまま何となく時間がたっているというふうに思えます。

清水 香：私が初めて被災地に足を運んだのは2011年6月です。先ほどの映像にありましたが、仙台の閑上地区に行って、校舎などがめちゃくちゃになっているところを見て、衝撃を受けました。その後、何度か他の被災地にも足を運びました。最近では去年の夏に気仙沼に行ってきましたが、以前に見た閑上地区のように住宅の土台しかない状態がずっとまだ続いていて、これだけ時間がたっているにもかかわらず本当に何も変わっていないなと感じました。

松岡正美：清水先生、室崎先生は、被災地には何回ほど出向かれたんですか。

清水 香：2011年6月から10回ほどは行っているといます。仕事であったり、ボランティアであったり

ということで、いろんな方のお話を伺ってきました。

松岡正美：瓦礫が少しずつ片づいていってはいると思うのですが、被災地の変化というのは感じられるのでしょうか。

清水 香：見たところの変化というのはあまり感じられないように思います。ただ、人々の話を聞いていくと、語り部の方がたくさんいらして、その方々が、「とにかく頑張るから」とおっしゃっていて、逆に私が励まされたりすることがたびたびありました。

室崎益輝：たぶんもう100回近く行っていると思います。今も大体ほぼ毎週1回行っています。被災地に行っているのか、単に東北に行っているのか、区別がつかないのですが。被災者の方の意見を聞いて、一緒に復興に関わるというのが、本当に被災地に行くということだと思います。私は、体を運んでいるだけで、必ずしもそれが出来ているとは言えません。



松岡正美：100回以上通われる中でどんな変化を感じられますか。

室崎益輝：それもとても難しい問題です。どういうものを指して見るかでしょう。私は、できるだけ一日も早く被災者の皆さんに、しっかり立ち上がって、それぞれ一人一人の復興を成し遂げていただきたいという思いがすごくあるので、そういう面から見ると、何度行っても変わっていないのです。そういう意味で言うと止まったような感じになる。だけど、他方で言うと一人一人に話を聞いていると、前、来たときは悲しみに打ちひしがれていた人が、「先生、ちょっと考え方、変えました。ちっちゃな子どものためにもう一遍頑張ろうと思う」というようなことを聞くと、少しずつみんなが変わってきているのだろうというふうに思えるので、両方だと思います。

松岡正美：ここで、被災者生活再建支援制度によって、東日本大震災で被災された方々に実際に支払われた

支援金額と件数を報告させていただきたいと思えます。件数は2013年2月28日現在で18万5,920件、金額が2,614億1,900万円です。

室崎先生は、「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」の座長として中間報告をまとめておられるのですが、現在の動きについてご説明いただけますでしょうか。

室崎益輝：その前に2つ申し上げたいと思えます。1つは、先ほど高木理事長のお話にもありましたけど、1995年の阪神・淡路大震災の後で住宅の再建ができないということで、希望を失っていた人がたくさんいる中で、住宅再建の公的な支援が必要だという運動が起きていくのですけど、そのときに全労済グループと生協あるいは連合の方とかいろんな方の大きな取り組みがあった。それがなければ、今の被災者生活再建支援法という法律はできていなかったらろうと思っています。そのときの全労済グループみなさんのご努力には心から感謝する次第です。阪神大震災の被災者の1人として本当に力をいただいたことに対して、お礼を申し上げたいというのが一点です。

それから二点目は先ほどの数字なのです。最初の基礎支援金といって、大規模な家の損壊を受けた人たちのとりあえずのお見舞金的な形として100万円をいただいた方が18万世帯で、住宅再建までこぎつけて加算支援金をいただいた方はその半数、たぶん9万世帯ぐらいだと思います。生活再建支援法が、いずれのケースでも被災者にとって大きな力になっている。これはあまり議論されていませんが、9万世帯の方が既に家を再建したり、マンションの契約をしたり、あるいは業者さんとの再建の契約書を交わされたので、最終的に加算支援金で200万円をもらっているということです。これはどう見るかですけど、まだあと半数の人が全く目処もなく取り残されているという見方もできるし、半数の人はこの生活再建支援法のおかげというとおかしいですけど、再建されているということです。ここで申し上げたいのは、やっぱり生活再建支援法は本当につくって良かったなということです。

たぶん東北の人たちも生活再建支援法のありがたさをご理解いただいているのだと思いますが、この法律をつくる時はもう本当に血の出るような取り組みがありました。私は国の委員会で、新しく生活再建支援法が成立するときから、二番目の改正の議論から始まって、さらに最後の改正までずっとつき合ってきたわけです。委員会では「こんな法律をつくって、むしろそれは国民を甘やかすの

だ」というバッシングを受けながら、必死になってこれをつくってきたわけです。

やはりその苦勞を思ったときに、今の被災地の方々にも、そういう涙の出るような取り組みの中で出てきた100万円なり300万円だということをしっかり受けて止めていただいて、それをしっかり次の再建に活かしていただきたいなという思いがあるのです。もともと個人の住宅というのは私有財産であり、国が私有財産にお金を出すことはあり得ないことだったのです。今もこの考え方は基本的には変わっていないのですけど、そういう住宅というものに対する非常に冷酷な国の考え方に対して、大きな闘いを挑んでいって、こうしたものができたことを、その経緯と意義というものをもう一度、あらためて再確認をしてもらわないといけないなと思っています。

あとは、もう今言ったことに尽きているのです。この住宅再建支援法というのは幾つかの考え方との闘いだったと思うのです。一番目は、まさに住宅は私有財産なので、個人の財産に税金を使うことについてはいかなものかという国の考え方が強く、これは本当に最後まで大きな論点になりました。結局、これも生活再建支援法の改正で一応、住宅にも使っているということになりましたが、あくまでも生活再建支援法なので、これは住宅再建のための費用ではないです。これは今も御見舞金として出ているだけであって、どう使おうと被災者の自由ですが、被災者は住宅再建のための費用に使うのです。住宅というのは、人が生きていくための最低限の保障なのです。ですから、最低限の生活保障は国が見るべきだという意味での、国の責任としての公共性があるということです。

それから他方で言うと、早く住宅が再建できることによって、地域が非常に活性化をして、人口流出





も止められるし、地域全体が良くなるという意味で言うと、これは決して個人の単なる私有財産ではなく、住宅というのは極めて公共的な性格を持っているということです。そこをしっかりと、もう一度きちんと確認をしていかないといけない。単に個人の問題だ、自己責任だ、自分で何とかしなさいという世界ではないのだということが1つの論点だったわけです。それを少しずつ乗り越えていって、住宅にも使っているというところまで、ようやくこぎつけたわけです。

2つ目は、むしろこの中間報告を出すとき、その再検討をする中の一番大きな議論となるのは、財源がないと言うことです。国は確かにお金がないと思います。お金はないと思いますが、今回の復興で20兆円というお金が出てきたのだから、全くないわけではない。今回の東北で言うと、最終的に20万世帯の方々に300万円ずつお渡しをしても、全部で6,000億円ですので、1兆円にいかない。25兆円も出せる国が1兆円のお金が出せないということが、まずおかしいのです。お金はあるのです。

見直しの委員会や検討会では、東京など首都直下の地震が起きると、住宅再建にかかる膨大な財源が必要であり生活再建支援なんかをやっていると国の財政が破綻する、という意見が強かった。厳密に言うと、知事会が貯められている基金が底を突くという話です。お金がないから300万円も渡すなんていうことはとんでもないことだと。それを繰り返し議論するわけです。

この生活再建支援法の見直しの検討会の中で、そろそろお金も底を突くので、やや後ろ向きに検討しようとしていた矢先に2011年3月11日に東日本大震災が起きたので、最終報告を出さないうまま、2011年の3.11の後に中間報告という形でまとめることになりました。支援金をどうするのかという意見が宙に浮いたまま、結論が出ないまま終

わっているのです。知事会で積み立てをしていくのか、いざ、最悪の場合は国がちゃんと財源出動をして、そこを補うのかどうするのかというのは曖昧なままになっています。結果としては今回の東日本大震災で言うと、国が財源出動したために一応全ての皆さんに必要なお金を渡すようになりましたけど。

その2つがとても大きな議論ですが、もう1つだけ申し上げると、被害認定手続きについてですが、僕はこれも足を引っ張るための議論だと思うのです。お金を渡すためには、全壊、大規模損壊、半壊というふうにして点数付する細かな認定基準がありまして、柱が1本ひびが入っていたら何点、何点と足していって、1点でも足りなかったら半壊だから、もうあなたは対象外ですよという判断を行う。罹災証明の手続きと連動している。この罹災証明は、とても時間と手間暇がかかる。自治体の職員が、あの忙しいときにそれに全ての時間を取られて忙殺されているのです。でも、手間がかかるということ、かつ、認定のやり方の手続きが必ずしも科学的じゃないというので、そういう被害認定の手続きをどう変えるかというより、むしろ被害認定が大変だから、そういう生活再建支援法なんていう制度は邪魔者だという1つの論調につながっていくのです。

最後の三点目に関して言うと、国民の税金はそういう形で使っているのかと言われるかもしれませんが、被災者の自主申告でいいのだというのが私の意見なのです。「私の家は全部潰れました」とか自主申告で支払う。中には虚偽の申告する人がいるかもしれませんが、ごく少数です。自主申告だと、本当に支援が必要な人に素早く支援金が渡せます。これを細かな点数法のルールを決めて、「あなたは1点足りないから、もうお金をあげない」とかいう対応ではなく、悲鳴を上げて困っている人にはお金を出す。そういう手続きのやり方です。全壊であろうと半壊の認定だろうと建て替えるにはお金が要るわけだから、建て替えの内容に応じて必要な資金を提供できる形の認定の制度にすることも、今後は考えないといけない。

今、大きく3つの話を申しました。そういうところが十分決着のつかないまま、今ずれ込んでいくという感じなので、まだまだ課題が残っています。今のままで、大きな地震で被害を受けた人たちの中で家を建て替えられない人を本当に救えるのかという意味で言いますと、まだ課題は残っているように思います。



松岡正美：ありがとうございます。清水先生は制度についてどんなお考えをお持ちですか。

清水 香：最大で300万円というお金が高いか、低いかなということなのですが、300万円というお金はとても大切な、役に立つお金だと思っています。私はファイナンシャルプランナーで、普通の方が持続可能な暮らしをどう立てていくかという視点で見えますので、点ではなくて線で、つまりこの先まで個々の暮らしが成り立つかどうかということを見ていきます。

そのときに300万円が支払われるのは大変ありがたいことだと思うのですが、前提として今考えているのが、そもそも衣食住といわれ住宅は暮しに欠くことはできない。先生がおっしゃるとおり欠けてはいけないもので、逆に住まいがないと暮らしは始まらないのが現実ですから、国によって保障されるべきものではないかと思っています。

ところがわが国では、生きていく上で保障されるべき住まいは、市場原理に乗って自己責任で取得するのが基本となっています。勤労世帯の資産の8割は宅地住宅ですが、住宅取得にあたり多額で長期のローンを組むことが一般化しております。住宅資産を取得する一方で、同時に相当額の負債を抱えているのです。地震が多い国土で、被災後に住まいがなくなりローンが残ってしまう二重ローン問題に代表されるように、住まいに関連して個人が抱える経済的リスクは、ものすごく重くなっているわけです。ですから、その大切な被災者生活再建支援金の300万円を、本当に価値を感じて安心して使っていただくためには、もう1つのステップが要るのかなと思っています。

一つは住まいを取得するときに、きちんと長期にわたる住宅ローンのリスクについて知るべきですし、もしそれが貯蓄でカバーできない、普通の方はできませんから、それをカバーするような保険な

どの商品に入ることも必要になってくるでしょう。

松岡正美：では、家を買う段階から、もう保障ですか保険について考え始めたほうがいいということでしょうか。

清水 香：もちろんそうですが、本来これは、個人で検討する問題ではなくて、国が持ち家重視政策を今後も進めていくのであれば、住宅政策とセットで補償制度化されるべき問題だと思っています。現状では被災後、住宅資産がプラスからフラットになるのではなくて、マイナス資産がさらにマイナスになるわけで、それが非常に厳しいわけです。被災後の生活再建を速やかに進めていくためには、マイナスをフラットに戻す手当てがまず必要だと思うのです。そういうことによって被災者生活再建支援金は、きちんと価値を感じて安心して使っていただけるものになるのではないかと思います。

松岡正美：そういう組み合わせがあると、支援金が300万円という金額は有意義で、妥当な金額だと思いますか。

清水 香：はい。そう思います。

松岡正美：室崎先生はいかがですか、金額について。

室崎益輝：金額ですか。金額は、私自身は今の額で良いと言い続けてきたのです。これもすごく議論があって、まさにこの被災者生活再建支援法をつくるときに、やはり500万円必要だという意見が強かったですね。たぶん300万円になったのは、そのときの政府の、むしろ懐勘定で300万円になったので、きちんとした理論的に300万円になったように思わないのですが、私は結果論として300万円がとても良かったと思っています。

それはどういうことかということ、これは住宅再建だけではないのですが、阪神大震災なり東日本であらためて確認したのは、公助と自助と共助という、この3つがどれも必要だということです。公助は社会的責任なのです。これはさっき言った最低限の生活保障。憲法で保障する生存権なり、公としての人々の暮らしを守る責任を果たす上での公助の責任があります。

それから自助は自己責任で、住宅を管理する責任が所有者に課せられている。そういう意味で言うとまさに私有財産としての自己責任があります。まずこれが2本柱なのです。この2つがないといけませんので、これ抜きに共助というものはない。

共助というのは、これは義援金の世界です。お金で言うと、最低限の家をつくるというのは1,000万円から1,500万円のお金が必要となります。そのうち自助として地震保険に自分の資産に応じて

掛ける。たとえば、それで500万円ぐらいは何とか確保する。

それから公助で500万円ぐらい。これは国だけではなくて、自治体が上乗せをしていく。例えば地元のものを使ったら100万円あげるとか、あるいは自治体の地域政策として過疎を防ぐためにということで、上乗せをする。だから、300万円の上に100万円とか200万円を上乗せにして、500万円を公としてきちっと用意をする。

あとの500万円は義援金というか。これは少し経済的みたいな世界なのですけど、みんなで助け合う、いわゆる共助です。

こうした公助、自助、共助によることで住宅の再建ができるのではないかと考えています。

松岡正美：公助・自助・共助のバランスなのですが、均等なバランスがよいと考えていますか。

室崎益輝：いや、それはそれぞれの方にもよりますね。例えば地震保険も、立派な家に住んでいる人は、その大きさに応じた保険を掛けられて戻ってきます



ね。でも、ちっちゃな、もうちっぽけな家だとか、自分の家を持ってない人は受け取る保険金は額として少なくなる世界が当然ありますから。そういう意味では、共助というのをうまくもっとバランスが取れるよう、必要な人にたくさん出して、必要でない人は少なくするという考えが必要です。今の義援金の配分の仕方ですけど、画一的に共助といって配っているわけです。

また、義援金だけが共助の仕組みとすれば、少し問題があるのです。

だいぶ前になりますが、被災地を奥尻島とする北海道南西沖地震というのがありまして、ここは義援金がたくさん集まって、義援金から1,000万円をみんながもらったのです。また雲仙普賢岳のときも義援金がたくさん集まってきました。ところが、阪神のときはもう被災者が多かったので、義援金はたくさん集まったのですが、それを頭割りにしてしまうと1人が50万円程度しか配分されなかったですね。同じ日本国民で同じ被害を受けているのに、都市部とそうでない地域での義援金の配分で金額的に大きな違いがでています。

そういう意味で言うと、共助の支援がその場その時々で気持ちでお金が変わるのではなくて、もう少し安定した共助の仕組みをつくらないといけないと思っています。

以上から、一般論で言うと僕は公助、自助、共助の3分の1ずつぐらいでいいのではないかと考えています。本当は一人一人の状況に応じて、そこにプラスαがあって、1人残らず救えるようにするというのが一番理想型だと思う。

(地震保障も含めてのトータルの、公助・自助・共助について触れた後半部分は、次号掲載。)

シンポジウム開催の予告

- 日 時 2013年11月9日(土) 午後
- 場 所 ヒューリックホール(東京/JR・都営浅草線「浅草橋駅」徒歩1分)

片山善博氏(元総務大臣、慶應義塾大学法学部教授)や宮本太郎氏(中央大学法学部教授)をお招きし、シンポジウムを開催します! ※詳しくは次号でご案内します。

乞う
ご期待!

全労済協会からのお知らせ

全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主な議題など
6月17日(月)~9月24日(火)	2013年度公募委託調査研究募集	
9月10日(火)	第41回評議員会	役員選出に関する件 他(於:ホテルサンルートプラザ新宿)
9月10日(火)	第140回理事会	代表理事の選任に関する件 他(於:ホテルサンルートプラザ新宿)

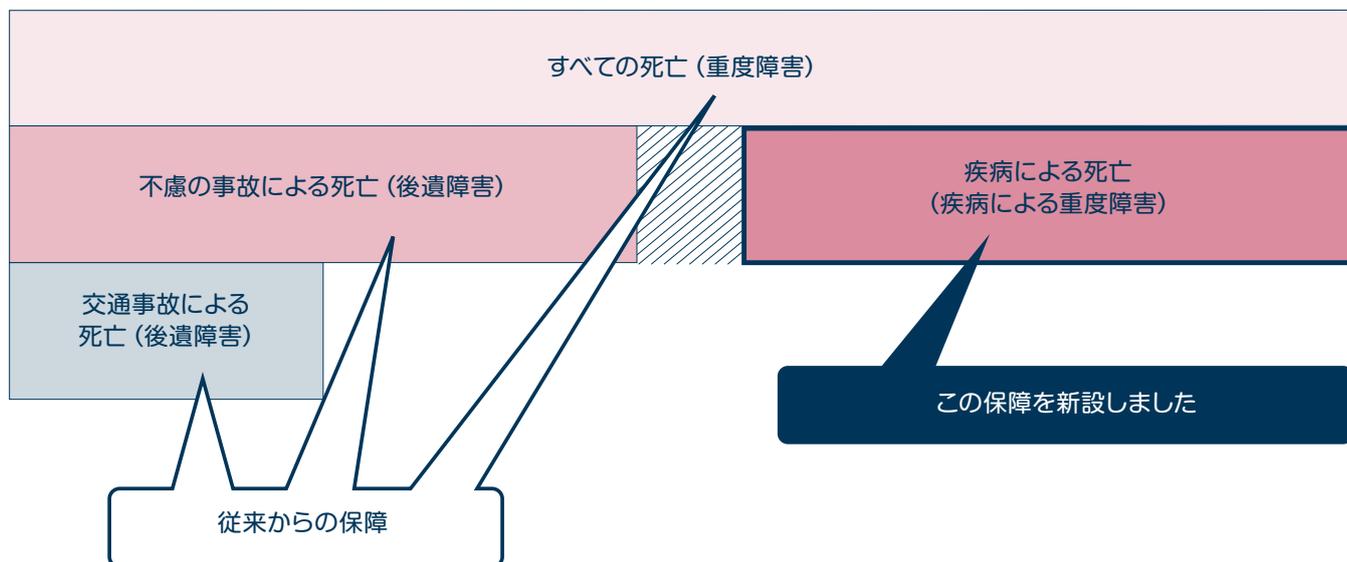
認可特定保険業（新制度）のご案内⑤

自治体提携慶弔共済保険（やすらぎ・全福ネット）

I. 制度内容の改定

■「疾病による死亡（疾病による重度障害）」の新設

従来の「すべての死亡（重度障害）」の保障範囲から「疾病による死亡」と「疾病による重度障害」の保障部分を取り出し、「疾病による死亡（疾病による重度障害）」を新たな支払事由として新設しました。



□ご契約にあたっての注意点

①「すべての死亡（重度障害）」と「疾病による死亡（疾病による重度障害）」は、重複して契約はできませんので、どちらかを選択していただきます。

※「すべての死亡（重度障害）」をご契約いただく場合は、対象者（会員）全員の同意確認が必要です。

②「疾病による死亡（疾病による重度障害）」と「不慮の事故死亡（後遺障害）」とは、セットでご契約いただきます。

③「疾病による死亡（疾病による重度障害）」と「不慮の事故死亡（後遺障害）」とをセットした場合でも、「すべての死亡（重度障害）」の保障と比較して、下表の範囲が保障対象外となります。

【「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲】

死亡原因として	嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」
	飢餓、渇き、自然死（老衰）等
不慮の事故の免責事由として	故意または重大な過失（自殺含む）
	法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
	酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

2013 年秋期「退職準備教育研修会」【大阪開催】のお知らせ (コーディネーター養成講座)

当協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。

<研修会の概要>

- 対象者** 主に中小労働組合の役員・担当者、書記局、全労済プランナー等
- カリキュラム** 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例紹介」など
- 定員** 50名程度
- 参加費** 資料代 2,000円

【大阪開催】

- 日時** 2013年10月3日(木)10時～4日(金)16時(予定)
- 場所** エル・おおさか(大阪府立労働センター)大阪市中央区北浜東3-14
(地下鉄谷町線・京阪電鉄天満橋駅より徒歩7分)

<お問い合わせ・お申し込み先>※8月中旬頃に当協会ホームページにて受付開始予定。 調査研究部 (TEL 03-5333-5126)

2013 年度公募委託調査研究を募集しています

全労済協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。概要は下記のとおりです。①応用・先進的研究への研究機会の提供や、②主に若手新進研究者を対象とした研究の機会の提供の観点で採用を予定します。多数のご応募をお待ちしております。

2013 年度公募委託調査研究の概要

募集テーマ：「社会連帯への架け橋」をメインテーマとして、我が国の勤労者の福祉・生活実態に関する調査研究を募集します。

メインテーマ「社会連帯への架け橋」について

近年、失業の長期化、非正規雇用の拡大等、雇用は不安定化し、労働市場と長期雇用を前提とした社会保障から脱落する人々が増大し、さらに人と人との相互依存関係も薄れて社会から孤立化するなど、不安が日本社会全体に広がっています。

個人や組織、制度等の連携により社会全体でいかに連帯して、生活を守っていけるのか、調査研究計画を幅広く公募いたします。

募集期間：2013年6月17日(月)～9月24日(火)17時(当協会必着)

研究費総額：1,200万円(数件程度の採用を予定)

☆詳しくは当協会ホームページの「シンクタンク事業－調査研究活動」の「公募委託調査研究」ページをご覧ください(募集要項を掲載しております)。

全労済協会ホームページ <http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

Monthly Note (全労済協会だより) vol.79 2013年8月

発行：**全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人：高木剛 編集責任者：小池正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>